# 金融機関交渉 Q&A Vol.39

## 日税経営情報センター メールマガジン

### 2019年1月22日発行

日税経営情報センター https://nbs-nk.com/ (㈱日税ビジネスサービス 運営)

本メルマガは、当社「日税主催研修」「日税オンデマンド」でもご活躍いただいている(株)事業パートナーの代表取締役社長・松本 光輝先生に300社を超える会社の再生の成功体験をもとに、金融機関交渉に関してQ&A形式でまとめて頂きました。この情報が関与先様へのアドバイスの一助となれば幸いです。

#### ■現状

業種:サービス業 年商:20 億円 借入残高:4 億円

連帯保証人: 社長62歳・奥様63才

後継者:息子36歳 ※その他に次男、長女

#### ■相談点

会社の株を後継者に確実に移行したい。

#### ■質問内容

● 株式割合

現社長:60%、奥様:10%、長男:10%、次男:5%、長女:5%、その他:10%

- 事業承継は3年後の予定
- 現社長の資産は
  - (1) 会社の株
  - (2) 会社の不動産:5,000 万円相当
  - (3) マンション:10室1棟、1億円相当
  - (4) 自宅:3,000万円相当

#### ◆アドバイス

- 適正な株価を算出する。現在の株価合計 2 億円 (現社長の持分 1.2 億円)
- 会社の株を除く相続資産合計:1.8 億円
- 相続人4名(母、長男、次男、長女)で現社長保有資産計3億円を下記のように将来に発生する相続 に対して分割合意を取る。
  - (1) 母親:マンション1億円相当。会社不動産5,000万円相当
  - (2) 長男:会社株式(現社長の持分60%、1.2 億円分。代償分割を活用)次男に現金で2,000万円を分割支払、長女に現金で5,000万円を分割支払よって、長男は自分の持分と合せて70%の会社株式を所有
  - (3) 次男:自宅3,000万円相当と現金2,000万円(長男よりの代償金)
  - (4) 長女:現金 5,000 万円 (長男よりの代償金)
- その他の10%の株を金庫株として会社が買い取る。
- 代償分割の現金支払い分 7,000 万円が必要。資金の手当は 5 年後の現社長の退職金の一部と銀行借入によって賄う。退職金の原資は生命保険の解約返戻金。

● 3年後の長男への事業承継時 "経営承継円滑化法"の会社贈与の規定を活用して、株価を現在価値で固定し贈与税を発生させない工夫をする。

#### [執筆者プロフィール]

#### 松本 光輝 株式会社事業パートナー 代表取締役

40 年にわたり、飲食業を中心に会社経営。バブル崩壊時に 25 億円の負債を抱え、その後 3 年半でその負債を解消する。2003 年より、事業再生請負人として全国行脚中。この間、依頼先の多くが  $1\sim2$  ヶ月以内に、資金ショートに陥るおそれがあるという危機的状況の中から、1 社も倒産させることなく、300 社を優に越える会社の再生を成功させる。

- ◎過去の経験を活かして、中小企業経営者の最高の相談者となるべく、活動を続けている。
- ◎経営者はもとより、幹部社員の皆様・社員の皆様の声をくみ上げ、共に全社一丸となった再生を達成すべく、全力で取り組んでいる。着手後、30 日以内に再生計画を作成して、実行に移している。
- ◎会社を3年かけて再生させる独自の再生術は、他に類を見ません。

#### ■■■■■ 著作権など■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンにより依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。